

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 芽室町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,275	3,313	228	6,816

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,657	9,499	158	114	26	8,956	
一般会計等	9,657	9,499	158	114		8,956	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
上水道事業会計	460	435	25	210	51	2,438	488	法適用
公立芽室病院事業会計	2,331	2,377	△ 46	742	287	1,277	674	法適用
簡易水道特別会計	118	117	1	1	54	513	342	法非適用
集落排水特別会計	124	122	2	2	58	775	643	法非適用
公共下水道特別会計	1,011	1,010	1	1	266	4,185	2,662	法非適用
地域開発事業特別会計	88	21	67	325	-	-	-	法非適用
国民健康保険特別会計	2,437	2,317	120	120	180	-	-	
後期高齢者医療特別会計	171	170	0	0	39	-	-	
老人保健特別会計	264	214	50	50	19	-	-	
介護保険特別会計	1,157	1,111	46	46	172	-	-	
特別養護老人ホーム特別会計	520	520	0	0	-	-	-	
公営企業会計等 計				1,497		9,188	4,809	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
十勝環境複合事務組合(一般会計)	4,284	4,172	112	112	43	1,749	41	
十勝環境複合事務組合(余熱利用事業会計)	139	132	7	7	-	-	-	法非適用
西十勝消防組合	908	899	9	9	-	61	29	
十勝圏複合事務組合	375	337	38	38	-	-	-	
十勝中部広域水道企業団	1,987	1,803	184	729	-	14,516	107	法適用
一部事務組合等 計				895		16,393	177	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 繰入見込額	備考
めむろ新嵐山株式会社	4	19	30	-	-	-	-	0	
地方公社・第三セクター等 計			30	-	-	-	-	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	1,132	1,136	4
減債基金(b)	497	486	△ 11
その他充当可能基金(c)	1,359	1,740	381
充当可能基金計(d)	2,988	3,362	374

(単位:百万円)

その他基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	890	1,166	276
合併特例債により達成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	-	-	-
その他(d～fいずれにも当てはまらない基 金)(g)	-	-	-
合計(d+e+f+g)	3,878	4,528	650

(注) 1 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.05	1.67	△ 1.38	△ 14.11	△ 20.00	上水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	27.82	23.63	△ 4.19	△ 19.11	△ 40.00	公立芽室病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	17.0	15.8	△ 1.2	25.0	35.0	簡易水道特別会計	-	-	-
将来負担比率	94.2	55.3	△ 38.9	350.0		集落排水特別会計	-	-	-
財政力指数	0.44	0.44	0.0			公共下水道特別会計	-	-	-
経常収支比率	85.2	86.3	1.1			地域開発事業特別会計	-	-	-

(注) 1 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。